

松戸市空き家等の適正管理に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、空き家等が放置され、管理不全な状態となることを防止することにより、安全で暮らしやすいまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 市内に所在する建物その他の工作物で常時無人の状態にあるもの及びその敷地をいう。

(2) 管理不全な状態 空き家等が、次の各号のいずれかの状態にあるものをいう。

ア 建物その他の工作物の倒壊又は破損により、人の生命若しくは身体又は財産に被害を及ぼすおそれがある状態

イ 不特定の者の侵入により、犯罪を誘発するおそれがある状態

ウ 樹木等の繁茂又は鼠及び害虫の発生により、周囲の生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがある状態

(3) 所有者等 空き家等を所有し、又は管理する者をいう。

（所有者等の責務）

第3条 所有者等は、空き家等が管理不全な状態にならないよう、常に適正な管理を行わなければならない。

（情報の提供）

第4条 市内に居住する者又は市内に事務所若しくは事業所を置く者は、管理不全な状態である空き家等があると認めるときは、速やかに市にその情報を提供するものとする。

（空き家等の調査）

第5条 市長は、前条の規定による情報の提供があったとき又は第3条に規定

する適正な管理が行われていないと認めるときは、速やかに当該空き家等の状況、所有者等その他必要な事項の調査を行うものとする。

(指導又は助言)

第6条 市長は、前条の調査により空き家等が管理不全な状態にあると認めるときは、当該所有者等に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(勧告)

第7条 市長は、前条の指導又は助言を行ったにもかかわらず、なお空き家等が管理不全な状態にあるときは、当該所有者等に対し、適正な管理に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第8条 市長は、前条の規定による勧告を履行しない所有者等に対し、期限を定めて、適正な管理に必要な措置を命ずることができる。

(公表)

第9条 市長は、前条の規定により命令を行ったにもかかわらず、当該所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 命令の対象となった空き家等の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ当該所有者等に意見を述べる機会を付与しなければならない。

(協力要請)

第10条 市長は、犯罪等を防止するため必要があると認めるときは、本市の区域を管轄する警察署等に第5条から第8条までの規定による調査、指導、助言、勧告及び命令の内容を提供し、必要な協力を求めることができる。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。